

## 滝沢市除雪管理システム構築業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、「滝沢市除雪管理システム構築業務」（以下、「本業務」という。）について、複数の業者から提案を受けることにより、当システムの構築及び運用等についてより良い方法を引き出すことが可能であり、確実かつ効率的に履行可能な業者を選定することを目的とする。

### 2 業務概要

本業務は、GPSロガーにて測位した除雪作業の稼働実績を除雪費に換算することで、適切な除雪費の算出を実現するシステムの構築、編集及び保守の調達であり、GPSによる除雪記録のデータを基に日報を作成することにより、事務の効率化及び正確な実績管理を行うことを目的とし、実施の方針については、次のとおりとする。

#### (1) 除雪費集計業務の改善

除雪業務に係る稼働費の確認作業に長時間を要しており、また、除雪業務受託者の毎月の業務完了報告書等の作成による事務負担が大きいことから、本システムの導入により除雪費集計業務の効率化及び業務完了報告の簡素化を図る。

#### (2) 除雪業務の監督

GPSを利用して移動経路を記録することで、除雪車の正確な稼働時間や走行ルートを確認することができるようにする。

#### (3) 稼働記録計（タスクメーター）の代替機

稼働記録計の販売終息に伴い除雪業者の事業継続が困難になる状況を避けるため、GPSロガーを代替機とし、本システムの導入で解決を図る。

#### (4) 稼働実績のあるシステムの導入

本システムの導入において除雪業者の混乱を避けるため、システム導入にあたっては、信頼に耐え得る稼働実績のあるシステムでなければならない。

### 3 業者の選定及び契約

(1) 提出された書類及び説明内容をもとに、審査員の審査により、優先交渉業者を選定する。審査員は滝沢市都市整備部部長、都市政策課長、河川課長、道路課長及び道路課管理担当職員とする。

(2) 優先交渉業者は、審査の結果、1位となった提案書等の提案者とする。ただし、審査後に仕様書及び本要領に従っていない等の不備が発覚した場合、次点の提案者を採用するものとする。

(3) 選定結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

(4) 契約については、優先交渉業者として選定した業者と随意契約を締結する。

#### 4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 平成29・30年度滝沢市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿の「情報処理業務」の「ソフトウェア」「プログラム等システム保守」に登録しており、過去に国及び地方公共団体への納品実績を有すること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して ISMS 認証基準 JISQ 27001(ISO/IEC27001)に適合することによる認証を受けていること。JIS Q 15001 の基準に適合することによるプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

#### 5 提出書類

- (1) 参加申込書（様式第1号）
- (2) 企画提案書（任意様式）  
「滝沢市除雪管理システム構築業務に係る企画提案依頼（RFP）仕様書」に掲げる企画提案の範囲の各内容を説明するもの。
- (3) 見積書（任意様式）
- (4) 「滝沢市除雪管理システム構築業務」要件一覧（様式第3号）  
実現の可否とカスタマイズで対応する場合の具体的な実現方法について記載すること。図等を用いて補足説明を行う場合には、別途資料を作成し、要件一覧表に添付すること。
- (5) 業務実績調書（様式第4号）
- (6) 「(5) 業務実績調書（様式第4号）」を証明する契約書の写し  
ただし、契約書の全項について写しを提出する必要はない。

#### 6 提出期限及び提出方法等

- (1) 5（1）参加申込書  
提出期限 平成30年8月28日（火）午後5時  
提出先 13のとおり。  
提出媒体 紙又は電子データ

提出方法 郵送、持参又は電子メール

郵送の場合は、書留郵便にて期限内必着とする。電子メールの場合はPDF形式とする。

(2) (1) 以外の各書類

提出期限 平成30年9月14日(金)午後5時

提出先 13のとおり。

提出媒体 紙

提出部数 正本1部及び副本10部

提出方法 郵送又は持参

郵送の場合は、書留郵便にて期限内必着とする。

なお、(1)の提出があった場合でも、当該書類の提出がない場合には、辞退とみなす。

※提出期限以降における書類の差し替え及び追加提出は認めない。また、提出された書類は返却しない。

## 7 条件

- (1) 詳細については、別に定める「滝沢市除雪管理システム構築業務に係る企画提案依頼(RFP)仕様書」を確認すること。
- (2) 本契約を締結することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、契約を締結しない場合がある。それに伴って生じる費用の一切を補償しない。

## 8 提案審査

- (1) プレゼンテーション形式の説明会を平成30年9月21日(金)に開催することとし、提出書類及び説明内容を総合的に評価する。
- (2) 書類の不備により要件を満たさないと認められる場合又は虚偽の記載が認められる場合は、失格とする。
- (3) 平成30年9月26日(水)午後5時までに、提案者に対し電子メールで最終の審査結果を通知する。

## 9 経費負担

本プロポーザルの参加に係る経費は参加者の負担とし、市はその一切を負担しない。

## 10 実施要領等に関する質問の受付

- (1) 実施要領等に関する質問は、質問票(様式2号)に簡潔にまとめ、電子メール(douro@city.takizawa.iwate.jp)にて提出すること。
- (2) 質問の受付期間は、平成30年8月28日(火)から平成30年8月31日(金)

午後5時までとする。

- (3) 回答は、平成30年9月4日(火)までに、質問文の原文及び対応する回答本文を全てのプロポーザル参加申込者に対し、電子メールにて通知する。

1.1 支払上限額(予算額)

3,647,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※GPSロガーの費用について、除雪業務受託者の負担とするため、支払い上限額に含まないものとする。

1.2 注意事項

- (1) 発注者から受領又は閲覧した資料等は、了解なく公表又は他の用務に使用してはならない。
- (2) 審査結果に関して一切の質疑、異議、申し立てを受け付けない。
- (3) 本提案を辞退した場合においても、これを理由として今後市の発注する契約業務に影響を及ぼすものではない。
- (4) 提案者は審査員に個別に接触してはならない。

1.3 本件に係る書類提出先及び問合せ先

滝沢市都市整備部道路課

担当 大内(おおうち)、佐藤(さとう)

所在地:〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55

電話番号:019-656-6549(直通)

メールアドレス:douro@city.takizawa.iwate.jp